平成２１年（フ）第７８５号
名古屋市名東区高針台３丁目1028番地　パルシオ高針202号
破産者　岡本　邦裕
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３８号
名古屋市昭和区塩付通６丁目41番地
破産者　伊藤　孝憲
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３９号
名古屋市西区中小田井１丁目386番地の１　リビュー豊島201号、開始決定時の住所愛知県愛西市南河田町高台38番地１
破産者　後藤　重明
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
愛知県日進市南ケ丘３丁目15番地１
破産者　澤口　啓造
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２号
愛知県弥富市鯏浦町中六114番地１、開始決定時の住所愛知県弥富市五明２丁目21番地
破産者　堤　　輝雄
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８６号
大阪府泉佐野市長滝578番地の４、開始決定時の住所大阪府阪南市鳥取中308番地の１
破産者　嶋吉　貴士
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
大阪府泉佐野市長滝578番地の４、開始決定時の住所大阪府阪南市鳥取中308番地の１
破産者　嶋吉　雅大
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
大阪府和泉市伯太町３丁目13番68号
破産者　嶋吉　絢子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１２４号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番22―104号、前住所大阪府堺市中区辻之351番地５
破産者　川ノ上文吉
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
大阪府泉南郡岬町淡輪3583番地の２、開始決定時の住所大阪府泉南郡岬町淡輪3764番地の267
破産者　成川　茂幸
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１９７７号
広島県東広島市西条東北町７番10号、開始決定時の住所広島県東広島市西条朝日町７番45号
破産者　白島　　実
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１９７９号
広島県東広島市西条東北町７番10号、開始決定時の住所広島県東広島市西条朝日町７番45号
破産者　白島　信子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１９８０号
広島県東広島市西条東北町７番10号、開始決定時の住所広島県東広島市西条朝日町７番45号
破産者　白島　浩子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０号
広島市安佐北区落合南４丁目32番２号
破産者　杉　　泉
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２号
北海道旭川市旭町２条１丁目９番地
破産者　淺川　俊明
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７１号
青森市古舘１丁目９番45号　アネックスビューティー305号、開始決定時の住所青森市浜館２丁目６番地25
破産者　小島　ちゑ
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
神奈川県厚木市三田南３丁目６番19号
破産者　宮田　秀己
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部